

社会福祉法人知名町社会福祉協議会 虐待防止に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人知名町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）の権利を擁護し、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう、虐待を防止することを目的として定めるものとする。

(虐待防止に関する基本的な考え方)

第2条 利用者への虐待は、人権侵害であり犯罪行為であるとの認識のもと、利用者の尊厳の保持と人格の尊重を重視し、虐待発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応を徹底し、全職員は本指針を遵守する。

(虐待の定義)

第3条 虐待とは、利用者の意思に反して行われる、次の行為を指す。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他利用者に対し著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放置（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、上記に掲げる身体的・性的・心理的虐待と同様の行為の放置等、擁護を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止委員会等)

第4条 虐待の防止と早期発見・早期対応への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員の選出

①委員長は、管理者から1名選出する。（以下「担当者」という）

②委員には、担当者以外に本会が経営する事業所の管理者またはサービス管理責任者から、数名選出する。

(2) 委員の任期

①委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

②委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 委員会の開催

①委員会は、原則、年に1回以上開催する。

②委員から、虐待との発生報告があった場合は、担当者は委員を招集し、適宜委員会を開催する。

(4) 委員会における所掌事務

①委員会の組織に関すること。

②虐待防止のための指針等の整備に関すること。

③虐待防止のための職員の研修の内容に関すること。

④虐待予防・早期発見に向けた取り組みに関すること。

⑤虐待が発生した場合の対応に関すること。

⑥虐待またはその疑い（以下「虐待等」とする。）が発生した場合の、発生原因等の分析及び再発防止対策並びにその評価に関すること。

⑦その他、適正な虐待防止対策に必要な事項に関すること。

(職員研修に関する基本方針)

第5条 職員に対する虐待防止のための研修を、次に掲げる内容で行うものとする。

- (1) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、新規採用者に対し虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、記録・保存をする。

(虐待発生時の対応に関する基本方針)

第6条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制は、次に掲げる事項に基づき、行うものとする。

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村へ報告するとともに、その原因の除去に努める。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職の如何を問わず厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3) 担当者は、虐待等の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を検討す

るとともに、委員会に調査内容、再発防止策について報告を行う。

- (4) 委員会は、報告された調査内容、再発防止策が不十分な場合、再調査または再検討を担当者に求める。

(虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する基本方針)

第7条 虐待が発生した場合の相談・報告体制は、次に掲げる事項に基づき、行うものとする。

- (1) 職員が、他の職員による利用者への虐待等を発見した場合及び、職員が利用者やその家族から虐待等の通報を受けた場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、管理者に相談する。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、前項の職員からの相談があった場合は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、管理者が担当者を代行する。また、必要に応じて関係者から事情を確認し、これらの確認の経緯は時系列で概要を整理する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事実が確認された場合、速やかに委員会を開催し、当人に対応の改善を求め、就業規則に基づき必要な措置を講じる。
- (4) 前項の対応を行っても善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口機関等外部機関に相談する。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町村に報告する。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明・報告を行う。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第8条 家族がないまたは家族の支援が著しく乏しい利用者に対して、権利擁護が図れるよう、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待等に関する苦情解決方法に関する事項)

第9条 虐待等に係る苦情解決については、次に掲げる方法に基づき行う。

- (1) 虐待等の苦情相談については、事業所の担当者が、受けた内容について苦情解決責任者へ報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受けた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。

- (3) 虐待等に関する苦情の対応は、第7条の「虐待が発生した場合の相談報告体制に関する基本方針」による。
- (4) 苦情相談窓口で受けた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(本指針の閲覧に関する事項)

第10条 本指針については、誰でも閲覧できるよう事業所に備えおくとともに、本会のホームページにも公開する。

(その他虐待防止の適正化推進のために必要な事項)

第11条 権利擁護及び虐待防止等のため、第5条に定めた研修の他、関係機関等により提供される外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう努める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

虐待相談・対応シート

相談(報告)日時： 年 月 日

相談者 (報告者)	氏名： 対象者との関係：
対象者	氏名： 年齢： 歳 字名： その他：
相談内容：	
虐待種別：①身体的虐待 ②ネグレクト ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待 (該当するものをチェックする)	
対応内容：	
対応日時： 対応方法： 今後の対応：	記入者：